申 請

平成24年5月25日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

> 千葉県知事 鈴木 栄治

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年5月21日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。 八街市において産出された茶(一番茶以降)
- 2 **解除を申請する理由** 別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

八街市で産出される一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム (Bq/kg)
八	一番茶(生葉)	八街市①	H23 5/19	985. 4
	一番茶(抽出液)	八街市	H23 5/19	31.4
	三番茶(荒茶)	八街市①	H23 8/7	1,020
	三番茶(荒茶)	八街市③	H23 8/10	860
	三番茶 (荒茶)	八街市④	H23 8/12	730
	一番茶(飲用茶)	八街市①		4.8
街		八街市②		6. 3
		八街市③	H24 5/16	4.7
市		八街市④		8. 0
		八街市⑤		5. 7
		八街市④-1	H24 5/16	8. 2
		八街市④-2	U94 5/94	4. 3
		八街市④-3	H24 5/24	7.8

(**※**)

検査地点の選定方法

本県の北部の中央に位置する八街市は、平坦な畑作地帯が広がり、市の南西部及び北部に水田が点在している。

茶は、市の中央部で多くが栽培されており、今回のほ場は放射性セシウム濃度が 高く出た地点を含め、市内の全ての製茶業者(5業者)のほ場を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、摘採する茶期ごとに、八街市内3か所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である八街市における茶の流通は、製茶業者ごとに、自らの 茶園及び周辺農家が生産した茶葉を加工、販売する「自製、自販」の形態が主であ る。 これまでに、23年産茶については、すべて処分するとともに、24産に向けては、栽培管理による放射性セシウム低減対策として、深刈り等を実施するとともに、各製茶業者に、入荷先の記録に加え、販売先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能とする。

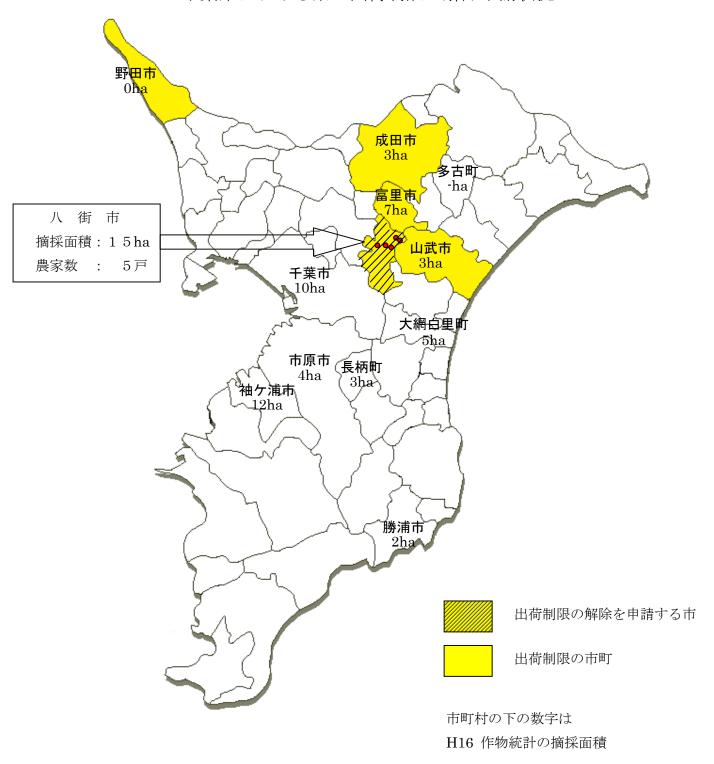
また、八街市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kg を超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

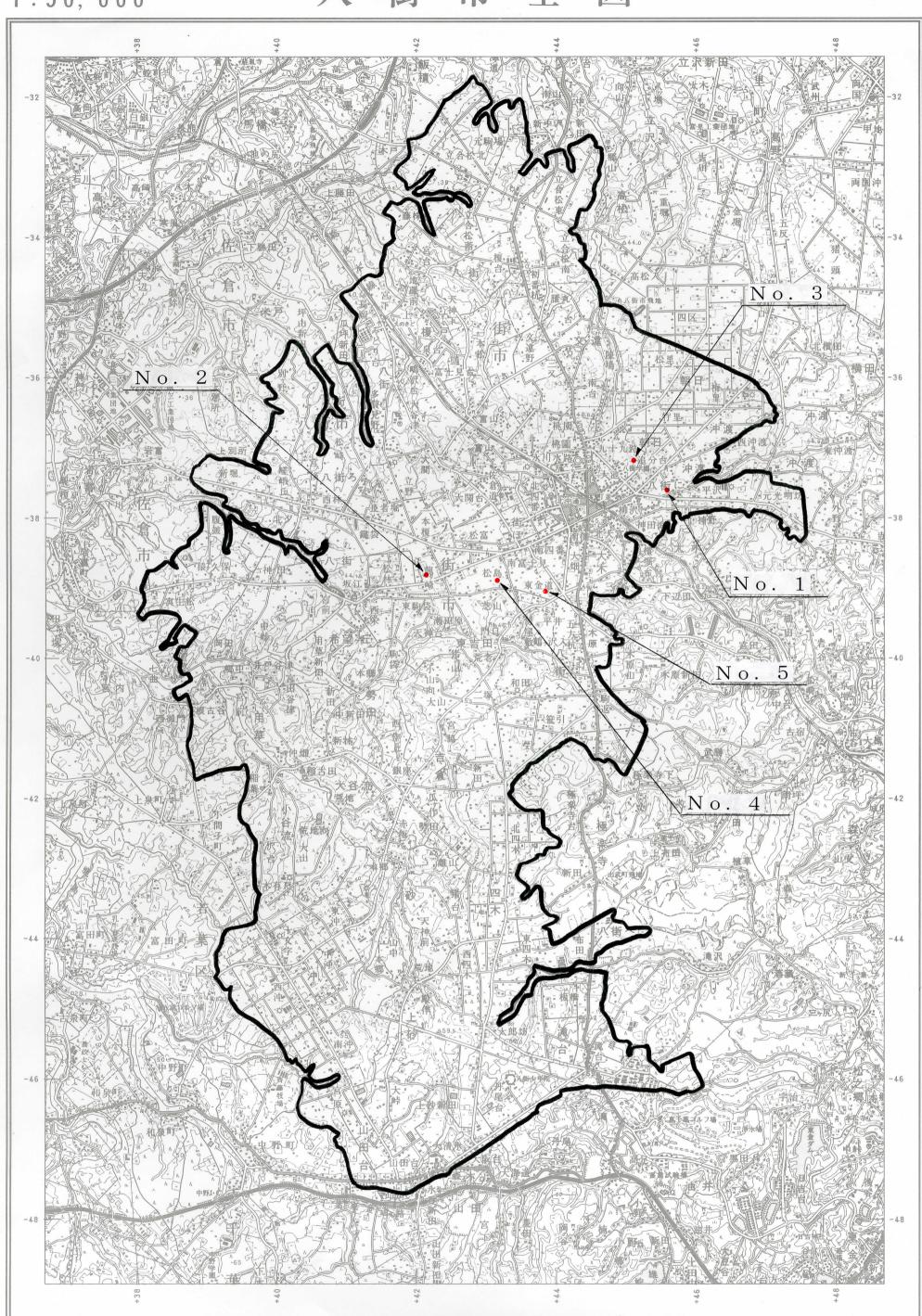
さらに、引き続き出荷制限指示が継続される4市については、これまで同様、生産者に対し、出荷を行わないよう周知する。さらに、茶葉は、県内の製茶工場に出荷されるので、引き続き製茶工場及び製茶工業団体に対して、出荷制限指示が継続される4市の茶葉を扱わないよう周知するとともに、巡回指導により徹底を図る。

5 **解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応** 基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市からの茶の出荷自粛を要請 する。

平成24年5月

千葉県における茶の出荷制限の解除申請状況





アジア航測株式会社調製

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の | 地形図を複製したものである。 (承認番号 平8関複,第299号)」